

新システム移行に伴うサービス一時停止のご案内

[トップ](#) / [手数料](#)

手数料

※各種手数料について、当社が表示している金額はすべて税込表記です

現物取引（販売所）手数料

取引手数料	無料※ ※ お取引に際しては、お客様へ提示する購入レートと売却レートとの差である「スプレッド」を、お客様にご負担いただいております。
-------	---

現物取引（取引所）手数料

Taker	Maker
0.23%※1	-0.03%※2

現物取引（取引所）ではTaker/Maker手数料制を採用しています。
気配値（板）に提示される指値注文について売買が成立した際、その指値注文を出した取引者を「Maker」と言い、その相手方となる注文を発注した取引者を「Taker」と呼びます。
気配値（板）に存在しない同一価格の指値注文が行われた場合、時間優先・価格優先の原則に従って処理されます。

※1 約定時に日本円ペアの銘柄は小数点第一位を切り上げてJPYで、ビットコインペアの銘柄は小数点第六位を切り上げてBTCで徴収します。
※2 約定時に日本円ペアの銘柄は小数点第一位を切り捨ててJPYで、ビットコインペアの銘柄は小数点第六位を切り捨ててBTCで付与します。

電子マネーチャージ取引手数料

1回あたりのチャージ額	
3,000円以上	無料※1
3,000円未満	110円相当額（税込）※1※2

※1 お取引に際しては、お客様へ提示する購入レートと売却レートとの差である「スプレッド」を、お客様にご負担いただいております。
※2 手数料は電子マネーチャージ/交換申請に使用の暗号資産から相当額を頂戴しますが、その暗号資産数量は使用暗号資産の取引価格に応じて異なります。

入出金手数料

通常入金	クイック入金 ペイジー入金	出 金
0円※	0円	275円（税込）/回

※ 振込元の各金融機関が定める振込手数料はお客様ご自身での負担となります。あらかじめご了承ください。

暗号資産送付手数料

送付手数料	
 BTC	0.0004BTC
 ETH	0.0063ETH ※現在臨時手数料を適用中（通常0.0021ETH） 詳細はこちら
 XRP	0.01XRP
 BCH	0.0002BCH
 LTC	0.001LTC
 ONT	送付・受取機能は準備中です
 QTUM	送付・受取機能は準備中です

※ 送付手数料は、暗号資産の承認を行うマイナーに支払う手数料となります。
※ 上記の手数は事前告知なしに変更します。

改定履歴

2019年9月30日まで [PDF](#)
2020年8月14日まで [PDF](#)
2020年10月25日まで [PDF](#)
2021年4月18日まで [PDF](#)
2021年4月22日まで [PDF](#)
2021年7月18日まで
2021年9月28日まで

サービス	ご利用にあたって	DeCurretについて	サポート
TOP	ご留意事項	会社概要	お問い合わせ - サービスに関するお問い合わせ/チャット
現物取引（取引所） - 取引ルール - サーキットブレーカー - 継続成業型アフィリエイトプログラム	当社の取り組みについて 利用規約 契約締結前交付書面（現物等）		FAQ
現物取引（販売所） - 取引ルール	勧誘方針 プライバシーポリシー		キャンペーン
自動積立	Cookieポリシー		キャンペーン一覧
電子マネーチャージ - チャージ/交換申請方法 - 取引ルール	反社会的勢力による被害の防止に関する基本方針 システムリスク管理基本方針		Follow us 
マイニングマシン販売・運用 - 第1回BTCマイニング - 第2回ETHマイニング - 第3回BTCマイニング	特定商取引法に基づく表示 苦情処理及び紛争解決措置（ADR）について		
API - APIドキュメント	取扱暗号資産の概要説明書 利益相反取引管理方針		終了したサービス
入出金	最良執行方針		レバレッジ取引(2020年10月24日提供終了) - 取引ルール - レバレッジ取引手数料 - 契約締結前交付書面（レバレッジ取引） - スピード注文におけるご注意事項
送付・受取	「ニュース配信」提供に関する注意事項		
チャート・レート（現物）	マイニングマシン購入規約 - マイニングマシン購入規約一覧		
個人アカウント開設方法 - 法人アカウント開設方法	マイニング運用委託規約 - マイニング運用委託規約（BTC）一覧		
手数料	自動積立利用規約		
取引ツールおよび推奨環境について			
ディーカレットメディア			

金融庁ウェブサイト
「暗号資産交換業者登録一覧」 📄 に記載の留意事項について ・本一覧に記載された暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産（仮想通貨）は、当該暗号資産交換業者の説明に基づき、資金決済法上の定義に該当することを確認したものにすぎません。 ・金融庁・財務局が、これらの暗号資産（仮想通貨）の価値を保証したり、推奨するものではありません。暗号資産（仮想通貨）は、必ずしも裏付けとなる資産を持つものではありません。 ・暗号資産（仮想通貨）の取引を行う際には、以下の注意点にご留意ください。 《暗号資産（仮想通貨）を利用する際の注意点》 暗号資産に関するトラブルに御注意ください! 📄 ・暗号資産（仮想通貨）は、日本円やドルなどのように国がその価値を保証している「法定通貨」ではありません。インターネット上でやりとりされる電子データです。 ・暗号資産（仮想通貨）は、価格変動することがあります。暗号資産（仮想通貨）の価格が急落し、損をする可能性があります。 ・暗号資産交換業者は金融庁・財務局への登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者が金融庁・財務局のホームページで確認してください。 ・暗号資産（仮想通貨）の取引を行う場合、事業者が金融庁・財務局から行政処分を受けているかを含め、取引内容やリスク（価格変動リスク、サイバーセキュリティリスク等）について、利用しようとする事業者から説明を受け、十分に理解するようにしてください。 ・暗号資産取引に際しては「契約締結前交付書面」や「取扱暗号資産の概要説明書」等をあらかじめよくお読みいただき、内容を十分にご理解いただいたうえで、お客様ご自身の判断と責任においてお取引ください。 ご不明な点がある場合には、必ずお取引開始前にご確認ください。 ■注文発注時に取引画面に表示されている注文価格と、実際に約定した価格との間に差が生じる場合があります。お客様ご利用の端末と当社取引システムの間の通信及び、相場急変等でお客様の注文を受け付けた後の当社取引システムにおける約定処理に時間を要することで発生し、お客様にとって有利又は不利に働く場合があります。 ■災害、公衆回線の通信障害、暗号資産の価値移転記録の仕組みにおける記録処理の遅延その他当社の管理し得ない事情により、お客様の意図した取引が行えない可能性があります。 ■当社において各商品・サービスごとに所定の手数料をご負担いただく場合があります。詳しくは、 https://www.decurret.com/fees/ をご参照ください。 ■「暗号資産」とは、資金決済に関する法律第2条第5項に定める暗号資産を指しますが、当社では一部画面等で「仮想通貨」又は「暗号資産（仮想通貨）」と表記させていただく場合があります。 株式会社ディーカレット

暗号資産取引に係る主なリスク等
■暗号資産は、本邦通貨又は外国通貨ではありません。当社の取扱う暗号資産は、インターネット上で取引や発行が行われる「分散型暗号資産」であり、特定の国家及びその他の者によりその価値を保証されていません。
■暗号資産は、国・地域における法令その他の規制により、当該国・地域において利用又は保有が制限される場合があります。
■暗号資産取引では、取引価格の変動により、暗号資産の価値が著しく減少する可能性や損失が生じる可能性があります。
■暗号資産は、暗号資産を売買する際の売買価格差があり、相場急変時や流動性の低下時等は、売買価格差が広がることや、注文受付を中断する等により、意図した取引ができない可能性があります。
■暗号資産における移転の仕組みの破たんその他の理由に、暗号資産の価値自体が無価値となる可能性があります。
■倒産その他の事由により当社の事業継続に支障が出た場合には、預託された金銭及び暗号資産を返還することができなくなる可能性があります。
■秘密鍵を紛失した場合、保有する暗号資産を利用することができなくなり、その価値を失う可能性があります。また、秘密鍵を第三者に知られた場合には、お客様に不測の損失が生じる可能性があります。
■暗号資産は、対価を受け取る取引相手の同意がある場合に限り、代金の弁済のために使用することができます。
■暗号資産取引に際しては「契約締結前交付書面」や「取扱暗号資産の概要説明書」等をあらかじめよくお読みいただき、内容を十分にご理解いただいたうえで、お客様ご自身の判断と責任においてお取引ください。
ご不明な点がある場合には、必ずお取引開始前にご確認ください。

■注文発注時に取引画面に表示されている注文価格と、実際に約定した価格との間に差が生じる場合があります。お客様ご利用の端末と当社取引システムの間の通信及び、相場急変等でお客様の注文を受け付けた後の当社取引システムにおける約定処理に時間を要することで発生し、お客様にとって有利又は不利に働く場合があります。
■災害、公衆回線の通信障害、暗号資産の価値移転記録の仕組みにおける記録処理の遅延その他当社の管理し得ない事情により、お客様の意図した取引が行えない可能性があります。
■当社において各商品・サービスごとに所定の手数料をご負担いただく場合があります。詳しくは、<https://www.decurret.com/fees/> をご参照ください。
■「暗号資産」とは、資金決済に関する法律第2条第5項に定める暗号資産を指しますが、当社では一部画面等で「仮想通貨」又は「暗号資産（仮想通貨）」と表記させていただく場合があります。
株式会社ディーカレット

東京都目黒区下目黒1-8-1 アルコタワー7階

暗号資産交換業者 関東財務局長 第00016号

所属する認定資金決済事業者協会：一般社団法人日本暗号資産取引業協会